

ブルンジ人権報告書 2023年版

概要

1年を通じてブルンジの人権の状況に大きな変化はなかった。

重大な人権問題としては、恣意的又は不法な殺人(超法規的殺人等)、強制失踪、政府又はその代理機関による拷問及び残虐で非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰、過酷で生命を脅かす刑務所の状況、恣意的な逮捕又は拘禁、司法の独立における重大な問題、政治犯又は政治的理由により拘禁された者、恣意的又は不法なプライバシー侵害、親族が罪を犯したとされる家族の処罰、表現及び報道の自由に対する重大な制限(ジャーナリストに対する暴行又は脅迫、検閲、及び刑法上の名誉毀損法の使用等)、平和的集会の自由及び結社の自由への著しい介入(非政府組織(NGO)及び市民社会団体の組織、資金調達又は活動に関する過度に制約的な法律等)、移動及び居住の自由に対する制限、政治参加に対する重大かつ不合理な制限、深刻な政府内の汚職、国内外の人権団体に対する重大な制限又は嫌がらせ、ジェンダーに基づく様々な暴力(家庭内又は近親者間暴力、性暴力、児童婚、早期結婚及び強制結婚、及びその他の形式の暴力等)、成人の同性間の合意に基づく性行為を犯罪化する法律の施行、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クイア又はインターセックスの人を標的にした暴力若しくは暴力の脅迫に関する

る犯罪、労働者による結社の自由に対する著しい制限等に関する信頼性のある報告があった。

政府は、人権侵害を犯した可能性のある公務員及び与党である民主防衛国民会議・民主防衛勢力(National Council for the Defense of Democracy - Forces for the Defense of Democracy)の党員を特定、捜査、起訴し処罰する、十分に信頼できる措置を講じなかった。しかし、オブザーバーは2023年を通じて、国家治安部隊の隊員及びその代理人による威嚇や暴力を引き続き報告した。政府職員、与党党員及びその支持者や代理人に対する刑事免責は依然として問題であった。

与党の青年組織であるインボネラクレ(Imbonerakure)のメンバーの中には、人権侵害に関与した、又は人権侵害の責任を問われるべき者もいた。当該のメンバーには公的な逮捕権限はないが、日常的に国家安全保障部員の役割を引き受け、人権侵害を犯した末に対象者を拘禁し正式な治安部隊へ引き渡した。政府は、インボネラクレによる人権侵害容疑の一部を捜査及び起訴したが、一貫性を欠いていた。

第1節 個人の完全性の尊重

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の不法な又は政治的動機による殺害

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 3 of 55

政府又は政府代理(警察、国家ちょう報局(National Intelligence Service:SNR)、インボネラクレー団等)が恣意的又は不法な殺人を行ったという報告が多数あり、その標的の多くは野党支持者とみなされた人又は合法的権利を行使した人だった。2017年に活動を禁止された非政府組織(NGO)のイテカ連盟(Ligue Iteka)は国外からの活動を継続し、2023年8月末までに284件の殺人を文書に記録した。前年は232件だった。イテカ連盟及びその他の人権団体の間で、国家職員又は与党党员が責任を負うべきとされる殺人の件数は異なっていた。政府による国連の人権監視団及びNGOに対する規制や、国際人権団体のブルンジへの入国拒否によって、恣意的な殺人の責任の所在又は正確な統計を見極めるのは困難であった。現地の活動家、証人及び被害者の治安上のリスクも障害になっていた。恣意的又は不法な殺人を行ったとされる政府職員及び与党党员の捜査及び起訴は何件も行われた。

メディアの報告によると、暴行を受けた痕跡のある遺体が公共の場で発見されている。現地当局は、遺体安置施設や遺体保存能力が不足しているため住民に健康上のリスクが及ぶことを理由に挙げ、遺体の身元を特定できない場合や死因及び被疑者の捜査を行っていない状態であっても遺体を埋葬することが多かった。これによって、人権団体は人権侵害事件と通常の刑事犯罪とみなされる事件を区別し、人権侵害事件の詳細を記録することに、より一層苦勞した。国際人権団体の報告によると、ブルンジ国内の様々な場所において、特にコンゴ民主共和国(DRC)と国境を接しているシビトケ(Cibitoke)県で定期的に遺体の発

Country Reports on Human Rights Practices for 2023

United States Department of State · Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 4 of 55

見が続いた。イテカ連盟によると、シビトケでは2023年1月から8月までの間に92人の遺体が発見された。前年の113人からは減少した。さらに、人権団体は無数の失踪事件を報告しており、そのうちどれほどの数が強制失踪又は政府若しくはその代理機関による殺人の事例であるのかを判断することは難しかった。一部の被害者は失踪から数日後に、処刑を受けたことを示す損傷のある遺体となって発見された。

2023年6月5日、2017年にブルンジ国内での活動を禁止されたNGO、拷問の廃止のためのキリスト教徒による国際行動連盟(ACATブルンジ支部)の報告によると、インボネラクレのあるグループは、ルタナ(Rutana)県のルハロ(Ruharo)コミュニオンにおいて、最大野党の自由のための全国議会(National Congress for Freedom:CNL)党員だったサルバトール・ムボニエ(Salvator Mboneye)を殴打し殺害した。当該の報告によると、加害者グループは民主防衛国民会議・民主防衛勢力(CNDD-FDD)党員の農場から豆を盗んだとしてサルバトールを告発した。被疑者のうちの1人は逮捕されたが、起訴されることなく逮捕翌日に釈放された。

b. 失踪

治安部隊の隊員に拘禁された後、又は実行犯が不明の誘拐に遭った後に政治的動機による失踪の被害者になったという報告が多数あった。

NGOのイテカ連盟、意識・開発フォーラム(FOCODE)及びSOSトーチャー・ブルンジ支部は失踪について報告しており、中には後に被害者の遺体が発見され、殺害されていたことが判明したものもあった。被害者が最後に目撃されたのは、インボネラクレ、警察又はSNRによって拉致されたときである場合が多かった。NGO及びメディアの報告によると、武装反逆集団、CNLの党员、及び元軍人との協同の疑いのある人物が強制失踪の被害者だった。2023年8月30日時点で、イテカ連盟は16件の失踪を記録した。前年は56件だった。失踪について、1件はインボネラクレ、2件は警察、4件はSNR、2件は地方行政官が関与しており、7件は関与者が不明であった。FOCODEの2023年8月の報告によると、失踪者の家族の多くは失踪に気付いていない、又は報復を恐れて失踪を申し出ないままであるため、統計データでは実際の失踪件数より大幅に過少申告されていると考えられた。

国際及び現地人権団体によると、SNR、治安部隊及びインボネラクレは実際の政治的反対派又はそうみなされる者を強制失踪させた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 6 of 55

さらに、メディアは、インボネラクレ及びその他の与党党員が党の活動への参加を拒否したことを理由に処罰を受けたとされる事例を報告した。FOCODEによると、失踪者の中には後に再び姿を現した者もいた。親族がNGOに失踪を通報した場合、こうした結果になるのが一般的であった。また一方では、失踪者が刑務所で発見され、裁判を待っている場合もあった。

2023年7月、ジュネーブでブルンジ国内の人権状況の評価が行われた中で、国連人権委員会(Human Rights Committee)は強制失踪及び恣意的な処刑を抑制するための政府による取組について言及した。しかし、人権委員会は犯罪実行者とされる者への刑事免責に関し、こうした免責が一般市民に恐怖をもたらしているとの懸念を示した。

2023年5月23日、FOCODEの報告によると、警察反暴動部隊(Police's Anti-Riot Brigade)の制服を着た人物らが、ブルリ(Bururi)県のCNL党下院議員のフォカス・ニユブントゥ(Phocas Niyubuntu)を拉致した。ニユブントゥの家族は9月時点で同氏を発見できておらず、行方は分かっていない。

c. 拷問及び他の残虐で非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰、及びその他の関連する虐待

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 7 of 55

憲法及び法律では、残虐で非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰を禁じているが、政府職員がこのような行為を行っているという報告が多数あった。NGO及びメディアは、治安部隊やインボネラクレのメンバーが行った拷問の事例を複数報告した。2023年8月31日時点で、イテカ連盟はそのような事例を25件報告しており、19件はインボネラクレ、2件は警察、4件はSNRによるものとした。報告件数は前年の38件から減少した。人権団体は、ブジュンブラ(Bujumbura)のSNR本部の他、ブジュンブラ及びその他の県にある非公式の拘禁施設で行われた拘禁者への拷問の事例を多数報告した。人権団体及びメディアの報告によると、SNRは自白やその他の情報を引き出したり、罪の強要又は他者の告発の強要をしたりするために拷問を行った。国連拷問禁止委員会(Committee Against Torture)の報告によると、当局は2017年以降、同委員会に報告されたあらゆる事例に関する捜査内容を公開していない。

重大な人権侵害に対する捜査及び起訴の報告もいくつかあったものの、インボネラクレ、SNR及び警察等の治安部隊における法の執行が限定的で刑事免責となることは依然として問題であった。メディア及び人権団体は、地方行政官及びCNDD-FDD党員は司法の場での説明責任があると報告した。さらに、CNDD-FDD指導者はインボネラクレに対し、犯した犯罪行為については自身らが責任を取るよう指示し、CNDD-FDDはインボネラクレの擁護はしないと示唆しているとされた。

しかしながら、刑事免責はいまだ行われており、説明責任が最優先

Country Reports on Human Rights Practices for 2023

United States Department of State · Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 8 of 55

事項であると政府が盛んに唱えていても、それが適用されるのはごく一部であった。

メディアの報告によると、2023年10月31日、ブバンザ(Bubanza)県でインボネラクレのメンバーであるクラウデ・ニヨンジーマ(Claude Niyonzima)が殺人罪で逮捕された。メディアの情報源によると、ニヨンジーマは手りゅう弾のピンを引き抜いて、対立関係にあったある集団のメンバーを殺害すると脅迫したとされる。ニヨンジーマはインボネラクレにおける県レベルの指導者という自身の立場を考慮すると、自分が罰せられることはないと主張した。地方行政官はニヨンジーマの逮捕を命じた。2023年12月時点で、ニヨンジーマはブバンザ警察署の独房に拘禁されている。

イテカ連盟の報告によると、2023年4月5日、インボネラクレのメンバーはンゴジ(Ngozi)コミュニティでCNL党员5人に殴打及び拷問をした。当該の報告では、インボネラクレのその集団はンゴジコミュニティの地方行政官ジョセフ・マーティン・ブキュミ(Joseph Martin Bucumi)による命令に従って実行したとされている。

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クイア及びインターセックス(LGBTQI+)コミュニティのメンバーは、地方行政官及び治安部隊の支援を得ているその他の市民から脅迫、殴打及び逮捕されたとする複数の報告があった。

刑務所及び拘禁施設の状況

刑務所は、過密が原因で過酷かつ生命を脅かす状況にあり、衛生状態の不備や囚人間の身体的虐待が見られた。刑務所及び拘禁施設における十分な医療の欠如及び長期間の独房拘禁の報告が複数あった。拘禁施設の状況はSNRによって管理されており、通常は警察が管理するコミューンの拘置所は刑務所よりもひどい状態であった。

身体的虐待の状況: 著しい過密は11か所ある刑務所のうち8か所で深刻な問題であった。司法省刑務所業務局(Office of Penitentiary Affairs)の報告によると、2023年8月時点で、拘禁人数は公判前勾留者5千796人を含む1万2,214人で、11か所の刑務所と2か所の少年更生施設に拘禁されていた。これらの施設の大半は1965年以前に建設され、収容定員は4千294人を想定されている。

刑務所では衛生設備(トイレや入浴設備)、飲用水、換気又は照明が不足しており、こうした状況はムランヴヤ(Muramvya)及びムピンバ(Mpimba)刑務所で特に深刻だった。政府職員及び国際人権団体のオブザーバーによると、囚人の多くは腸の疾患及びマラリアに罹患していた。医療においては、鎮痛薬やその他の基本的な医薬品に主に限定されていた。刑務所のクリニックでの医薬品不足が複数報告された。刑務所ごとに1人以上の有資格看護師を雇用することが規定されており、週1回以上の医師の往診を受けていたが、囚人は必ずしも迅速な医療を受けられるわけではなかった。重篤な症状の囚人は地

元の病院へ搬送された。NGOのACATブルンジ支部の報告によると、特に政治的動機による罪で拘禁されている囚人は刑務所外の病院での治療を受ける許可を得ることは困難で、完治する前に釈放されていた。

例えば、メディアの報告によると、メヴァイン・シュルウェリマナ (Mevain Shurweryimana)は2023年2月22日に同性愛及び放とう扇動罪により逮捕された後、同年8月24日、拘禁中に医療の不備の結果死亡した。8月9日頃、検察官のフェリシテ・ニシェメーズウエ (Félicité Nishemezwe)は、医師がシュルウェリマナをブジュンブラの専門医のところへ搬送するよう緊急要請したが却下した。シュルウェリマナは8月22日に無罪の宣告を受けたにも関わらず、23日に昏睡状態に陥った後も拘禁されたままだった。その翌朝、シュルウェリマナは死亡した。

囚人には各自、毎日約12オンスのキャッサバと12オンスの豆類、そして日によっては油と塩が支給された。当局は、医療に関わる各種費用の他、追加の食料の提供を家族や友人に期待した。ACATブルンジ支部及びその他の団体は、刑務所で食糧不足が頻発していることを報告した。

メディア及びその他の複数の団体は、囚人による身体的嫌がらせ、拷問も報告しており、刑務所の管理責任者の支援を受ける、又はその命令に基づいて、政治的動機による罪で拘禁中の囚人が殺害された事例もいくつかあった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

管理: 刑務所当局は、囚人が司法当局に無検閲で苦情を提出することを認めているが、当局がその苦情について捜査することはまれであった。独立的な監視者によって当局に引き渡された匿名の苦情には対処される場合もあった。身体的虐待及び長期間の独房拘禁等、囚人の不適切な処遇に関する報告が複数あったものの、虐待をした者が責任を負ったり、処罰されたりした記録は一切なかった。

独立的モニタリング: 政府は、いくつかの独立的な非政府オブザーバーによる大半の囚人のモニタリングを許可したが、政治犯である可能性のある人物への接見を阻止した事例もあった。

政府は、準政府機関である全国独立人権委員会(National Independent Commission on Human Rights:CNIDH)が要請した訪問を許可した。モニタリングを行う者は、刑務所、コミューンの拘置所及び有名なSNR拘禁施設を定期的に訪問した。複数の団体の報告によると、SNRは独立的なモニタリングを行う者の立入りが一切認められていない非公式の拘禁施設も保持していた。当局はおおむね、政治犯とみなされる囚人を含め、公式の拘禁施設に拘禁されている囚人への無制限のアクセスをCNIDHに提供した。しかし、以前は刑務所及び拘禁施設への無制限のアクセスを認められていた赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross)は、その標準的な手順を実行する上での問題を理由に、モニタリング活動及び拘禁関連の全活動を見合わせた。

d. 恣意的な逮捕又は拘禁

Country Reports on Human Rights Practices for 2023

United States Department of State · Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

憲法及び法律は、恣意的な逮捕及び拘禁を禁止し、逮捕及び拘禁の合法性について異議を申し立てる権利を規定しているが、政府はこれらの要件を遵守していなかった。

逮捕手続及び拘禁者の取扱い

逮捕には所轄の治安判事が発行する令状が必要であるが、警察は上官への事前通知があれば無令状で逮捕することができた。警察は、捜査を終え治安判事に証拠を提出するまでに7日間の猶予を与えられるが、追加捜査のために7日間の延長を要請することができた。警察はこれらの規定をほとんど尊重していなかった。

法律によると、治安判事は、まず14日間で被疑者の釈放を命じるか、拘禁を継続するのに証拠が十分であることを確認しなければならなかった。その後、公判準備のために必要であればさらに7日間延長となった。治安判事は、しばしば未処理事件の負担が重いことや警察による書類不備を理由に挙げ、日常的に予備聴聞の召集を怠っていた。当局は、司法制度が事件を適時に処理するのに苦心していること、及び長期にわたる公判前勾留が常態化していることを認識していた。

被疑者、警察及び治安判事の移送手段の不足が予備聴聞を召集しない理由として頻繁に挙げられていた。これは刑務所がない8県で依然

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

として問題になっており、この各県では移送手段の不足が、被疑者を拘禁場所から事件の管轄権を有する県裁判所まで移送する妨げとなっていた。

裁判官は被疑者を保釈できるが、保釈されるのはまれであった。しかし、被疑者本人の自己誓約書に基づいて釈放することは多かった。被疑者は、刑事事件では自費で弁護士を雇うことができた。法律は法定代理人を義務付けておらず、政府は弁護士を雇う余裕のない被疑者に弁護士を提供していなかった。弁護士費用を支払うことができない拘禁者が法的な助言を受ける機会はほとんどなかった。

一部の被疑者は独房で拘禁された。SNRは弁護士とブジュンブラ本部にいる拘禁者との接見を拒否しており、SNRの非公式の拘禁施設へのアクセスは一切確認されなかった。

恣意的な逮捕: 法律は、恣意的な逮捕への関与で有罪となった治安部隊の隊員に対して、少額の罰金及び15日以上1年以下の禁錮刑を規定している。この法律が適用された報告はなかった。

人権団体は多数の恣意的な逮捕及び拘禁を報告した。イテカ連盟の報告によると、当局は合法的な政治活動への関与を理由に、CNLの党員及びCNL支持者を標的にした。メディアは、指導的立場にある女性表敬のパレードやその他の祝祭等の政治的行事への参加を拒否した者が逮捕されているという報告もした。

公判前勾留: 長期間に及ぶ公判前勾留が依然として深刻な問題であった。法律により、当局は起訴することなく14日以上勾留することはできなかった。当局は一部の被疑者を正式に起訴せずに勾留していた。刑務所業務局によると、公判前勾留の平均期間は約1年だが、中には5年近く公判前勾留されたままの被疑者もいた。場合によっては、申し立てられた犯罪に対する判決と等しい、又はそれを超えて勾留されることもあった。警察、検察官及び司法当局者における非効率及び汚職がこうした問題の要因であった。例えば、検察官が事件資料の公開を怠ったり、事件資料を紛失したりしたため、当人の自己誓約書に基づく釈放の合法的権利を当局により奪われた被疑者が多数いた。

e. 公正な裁判の否定

憲法及び法律では司法の独立を規定しているが、政府は概して司法の独立又は中立を尊重していなかった。重大な違反により公判の公平性及び信頼性が揺らいでおり、判決が政府や影響力のある与党党员によって事前に決められていたと思われる事例もあった。当局は司法職員を脅迫又は買収したり、影響力を与えて制御したりして捜査の打切り及び起訴の取下げを行ったという複数の報告があった。検察官及び治安部隊隊員は、拘禁する法的根拠がないと裁判官が判決を下したことによる被拘禁者釈放の裁判所命令を無視することもあった。

メディアの報告によると、2023年8月16日、ブルリの検察官は同県の刃物による襲撃を含む注目の事件を指揮した3人の裁判官に対する逮捕命令を出した。この3人の裁判官団は、当該の襲撃の被疑者15人への予備聴聞中、拘禁中の15人のうち8人には拘禁を続ける十分な証拠がないと裁決されたことを受け予備聴聞を中断した。さらに、15人に不利な証拠は別の被告1人の証言のみであり、この被告は聴聞中に発言を撤回していることを指摘した。当該の被告は、SNRによる拘禁中に拷問を受け、上述の8人の関与を示唆するよう圧力を受けたと主張した。この8人の名前はSNRから提示されたとしている。聴聞中断を裁決した直後、この3人の裁判官団は逮捕され、国内治安の阻害における共謀罪で起訴された。2023年9月時点で、この裁判官らは拘禁されたままであった。

裁判手続

法律は、公正で公開の裁判を受ける権利を定めているが、司法部は概してこの権利を行使しなかった。複数の裁判官から成る裁判官団が全ての公判を公開で実施した。軍事裁判は公開されるのが一般的だったが、国家安全保障に関する理由、又はレイプや児童虐待の場合等、公開することが被害者又は第三者に危害を加える可能性がある場合には非公開になる可能性があった。被告人は、起訴された時点から場合により上訴の全過程を通じて、必要があれば、起訴に関する迅速かつ詳細な情報及び通訳の無償提供を要求する権利を有するが、こうした権

利が尊重されるのはまれであった。被告人は、不当な遅延のない公正な公判及び答弁の準備をするために十分な時間と設備を要求する権利を有するが、これは滅多に実現しなかった。被告人は、弁護士を要求する権利を有するが、重大な刑事告発を伴う事件の場合でさえも、その費用は公費負担にはならなかった。弁護士費用を支払う余裕のある被告人は少数であるため、法定代理人がいる被告人はほとんどいなかった。被告人に法的支援を提供する現地及び国際NGOもいた。被告人は、証言又は罪の自白を強要されない権利を有するが、証言の強要を目的とする拷問を受けたことがある拘禁者もいた。裁判官は、被告人を有罪とする根拠として拷問下で得られた自白を用いたとされている。メディアの報告によると迅速な裁判の件数が増加しているが、この場合被告人には準備時間がないため、公平性に対する懸念が生じた。このような訴訟手続は、特に野党党員が関与する事件でよく見受けられた。

軍事裁判所に出廷する被告人を除く全ての被告人は、最高裁判所に上訴する権利を有した。軍事裁判所に出廷する被告人には、一度だけ上訴する権利が付与された。裁判制度の非効率によって上訴手続にかかる期間が長期化しており、1年以上を要する場合が多かった。

上述の権利の多くは認められないことが多い一方、特定の集団の出身者に対して組織的に付与されない権利はなかった。

政治犯及び政治的理由により拘禁された者

Country Reports on Human Rights Practices for 2023

United States Department of State · Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor

政治犯及び政治的理由により拘禁された者の数に関して、検証可能な統計は入手できなかった。各人権団体による推定には、百人単位の差があった。政府は、政治的理由による収容を否定しており、むしろ国家安全保障に反する行為、反乱への参加、又は暴動の扇動をその理由に挙げた。人権団体によると、これらの容疑が人権擁護者及び野党党員を抑圧する口実となっている場合が多かった。2023年を通じて、主にCNLのほか、国民進歩連合(Union for National Progress)党等のその他の野党党員も日常的に逮捕及び拘禁されていた。国連特別報告者は、2023年9月の報告の中で、数百人の連帯・民主主義運動(Movement of Solidarity and Democracy)及びCNL党員が判決について無罪を宣告された、又は服役したもののいまだ拘禁中なのではないかという懸念を示した。また一方で、主に青年男性が武装反逆集団との共謀容疑で逮捕又は拘禁された。多くの場合、政治犯は長期間にわたり公判前勾留が続けられる一方、説明もなく釈放されたり、しばしば罰金の支払後に釈放されたりする囚人もいた。政府はCNIDHによる訪問要請を許可した。これには人権団体が政治犯とみなす拘禁者も含まれた。モニタリングを行う者は、刑務所、コミューンの拘置所及び有名なSNR拘禁施設を定期的に訪問した。CNIDHは概して、有名な拘禁施設に拘禁中の囚人へのアクセスを完全に得られ妨害されていなかったが、SNRの非公式の拘禁施設へアクセスできなかった。

2023年2月12日、SNRは5人の人権活動家(アウダチェ・ハヴィヤリマ

ナ(Audace Havyarimana)、シルヴァーナ・イナマホロ(Sylvana Inamahoro)、ソニア・ンディクマサボ(Sonia Ndikumasabo)、マリー・エメルサベ(Marie Emerusabe)、プロスペール・リュニャンジェ(Prosper Runyange))を、彼らが市民社会団体との会合のためウガンダの首都カンパラ(Kampala)に向かっている最中に逮捕した。2023年4月27日に開かれたこの5人の公判で、ンディクマサボ、エメルサベ及びリュニャンジェの3人は全ての容疑について無罪となったが、ハヴィヤリマナとイナマホロには、その所属団体が「破棄確認(prise d'acte)」(内務大臣が発行するNGOの登録完了確認書)を受理していないことを理由に反乱罪が宣告され、1年の執行猶予付き判決を受けた。2023年5月25日、検察官はこの判決に対し上訴した。2023年12月時点で、公判期日は設定されていない。また、国際人権団体はこの5人の人権活動家の逮捕を、その団体が国際組織と協力関係を築き資金提供を受けたことへの報復だと確信した。さらに、国際オブザーバーは、今回の逮捕はNGOの活動を妨害し、他の活動家が同様の活動を引き受けないようにすることが狙いだと考えた。

f. 国境を越えた弾圧

政府は、他国に二国間圧力をかけることで、国外離散者に対する脅迫又は報復を試みた。

二国間圧力: 政府は、政治的に動機付けられた目的で特定の個人に対

して不都合な措置を取らせる狙いで他国に二国間圧力をかけようと試みたとする複数の報告があった。ルワンダとの二国間関係正常化の条件として、当局は2015年のクーデター未遂の犯人とされ、同年にルワンダに逃亡した者たちの引渡しを要求した。

g. 財産の差押えと返還

該当なし。

h. プライバシー、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法及び法律はプライバシーに対する権利を規定し、捜索令状を義務付けているが、政府はこれらの禁止事項の尊重を怠った。法律は、治安部隊がテロ行為、詐欺、人身売買、武器の違法所持、薬物の密売若しくは使用、又は「性的違反行為」を疑った場合の無令状の捜索について規定している。法律は、検察職員に無令状捜索の事前通知を提示するよう治安部隊に義務付けているが、検察の承認は必須ではなかった。警察、SNR局員及びインボネラクレのメンバーは、場合により合同治安委員会として活動し、検問所の設置及び一般車両の検査及び捜索を実施した。また、治安部隊員は、捜索中に、あるいは、捜索中止との引換えとして、賄賂を要求することも多かった。治安部隊員は2023年を通じて、司法又はその他の適切な許可なく捜査・押収を実施した。

メディア及び人権団体の報告によると、警察は発見できず逮捕に至らなかった被疑者の家族を逮捕及び脅迫した。

第2節 市民的自由の尊重

a. 報道機関及びその他メディアのメンバー等の表現の自由

憲法及び法律は、報道機関及びその他メディアのメンバー等の表現の自由を規定しているが、特定の種類の表現を禁止した。2015年に課された規制は概して継続され、全報道機関に適用された。

表現の自由: 法律は、大統領及びその他の高官に関する「中傷的な」発言、国家安全保障を脅かすとみなされる資料、及び人種的又は民族的に動機付けられたヘイトスピーチを禁止した。何人も「公安を乱す」可能性のある絵画、ポスター、写真又はその他のアイテムを掲示することは違法であった。公安を乱した場合の刑罰は、2か月以上3年以下の禁錮刑のほか、罰金まで様々であった。

インボネラクレのメンバーの多くは国家治安部隊と連携して表現の自由を抑制した。インボネラクレのメンバーは、警察、地方行政官及び一般市民で構成される合同治安委員会の正式なメンバーになっている場合もあった。

暴力と嫌がらせ: ジャーナリストは、その自主的な活動又はセンシテ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 21 of 55

ィブな話題に関する取材を阻止する狙いで、治安部隊及び政府職員から嫌がらせ及び威嚇を受けたことを報告した。中には、国内移動及び場合によっては国外渡航に先立ち、当局から許可を得るよう要求されたジャーナリストもいた。CNDD-FDDと同盟関係にある軍隊は、嫌がらせ、脅迫及び暴力によって、紙媒体及びラジオのジャーナリスト等、野党に共感しているとみなされたメディアを弾圧した。独立系ジャーナリストの大半は、2015年の政治危機や弾圧の期間中及び終了後にブルンジ国外へ逃亡しており、中には2023年末現在、亡命したままのジャーナリストもいる。政府は、人権侵害、汚職又は安全保障問題等の話題について調査している現地ジャーナリストを尋問する目的で拘禁したり、出頭を命じたりした。

2023年7月、マーティン・ニテレットウセ(Martin Niteretse)内務大臣は、ジャーナリストが県知事及び警官との会合について報道するのを阻止した。メディアの報告によると、この会合中、ニテレットウセ大臣は知事らの汚職及びその他の犯罪への関与を憤慨しながら申し立てた。大臣はこの発言の公開を防ぐためジャーナリストに退室を命じ、録音を全て消去し、この会合に関するいかなる取材内容も公開しないよう指示した。内務省広報担当は、招待されていた全ジャーナリストと各報道機関のリストを作成した。ジャーナリストは、万一この会合に関する何らかの取材内容が公開された場合、当該のリストが報復のために利用されると確信していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 22 of 55

報道機関及びオンラインメディアを含むその他メディアのメンバーに対する検閲又は内容の規制: 政府は、国家通信評議会(National Communications Council:CNC)により制定された厳格な報道規制を通じて、報道内容の検閲を行った。当評議会は、名目上は独立機関であるが政府の支配を受けており、行政機関のツールの1つとして広く認識されていた。CNCは、CNCへの年1回の登録を全ジャーナリストに義務付け、国際ジャーナリストに付与されるアクセスを制限し、報道機関によって広められる内容に対する規制を定めた命令を発した。CNCは報道機関の入念な監視を継続した。CNCは紙媒体及び放送の両メディアを規制し、ジャーナリストの認可を管理し、メディア関連法の遵守を強化した。大統領は全15人のCNC評議員を指名したが、評議員は主に政府代表者や国営放送局のジャーナリストであった。

ジャーナリストは、地方行政からの許可を取得し、場合により正式な認可を得てから記事を公開するよう義務付けられた。名誉毀損、ヘイトスピーチ、国家安全保障に対する脅威、及び反逆を禁止する法律の広義な解釈も、国営放送局に勤務するジャーナリスト等による自己検閲を助長した。オブザーバーの報告によると、ブルンジ国内のジャーナリストの大半はある程度の自己検閲を行ったり、センシティブな内容に分類される話題(高度な汚職、国家治安部隊又はインボネラクレによる人権侵害、及び政府に批判的とみなされるその他のテーマ等)についての取材を控えたりしていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

複数のジャーナリストによると、概して、特に現地の言語ではなくフランス語や英語で投稿すると、ラジオ及び政府による管理がより入念なその他のメディアと比較してオンライン上での報道の方が規制を受けにくかった。2015年に閉鎖された2つのラジオ局は、海外向けのラジオ放送とオンラインでの記事の公開を継続した。

名誉毀損・中傷法: 法律は、公務員及び大統領を「罵倒的又は中傷的」若しくは「それぞれの職務の尊厳又は尊重を害する」可能性のある「言葉、身振り、脅迫、又は文書」から保護する。法律は、任意の個人を「公的侮辱」にさらす情報の公開を禁止し、違反に対する刑罰として禁錮刑及び罰金を規定している。大統領に対する侮辱罪の刑罰は、6か月以上5年以下の禁錮刑と少額の罰金であった。一部のジャーナリスト及び各政党や市民社会団体の指導者は、この法律を利用した政府による脅迫及び嫌がらせを受けたと述べた。2023年4月、アラン＝ギヨーム・ブニヨニ(Alain-Guillaume Bunyoni)元首相は大統領の評判を傷付けた疑い及びその他の容疑により逮捕された。2023年12月8日、ブニヨニは全ての容疑について有罪となり終身刑に処された。

メディアの報告によると、2023年8月16日、警察は、国の発展を妨げる「怠惰な指導者たち」に関するンダイシミア大統領のメッセージをソーシャルメディア上に投稿したことを理由に、キルンド(Kirundo)県ンテガ(Ntega)コミュン行政官付事務次官のレオニダス・ビリザニエ(Léonidas Birizanye)を逮捕した。2023年8月24日に開廷された迅速

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

な裁判において、検察は名誉毀損でビリザニエを起訴し、5年の禁錮刑を求刑した。しかし、2023年9月にビリザニエは釈放され、12月現在、裁判所はこの事件に関する判決を一切公表していない。

国家安全保障: 法律は、状況により情報源を明示するようジャーナリストに義務付けており、国家安全保障を脅かすとみなされる記事の公開を禁止した。反逆罪には、戦争中に国防を危険にさらすやり方で軍隊又は国家の士気を故意にくじくことも含まれ、終身刑が科された。何人も、反政府の民衆を不安にさせたり扇動したりするおそれがある、又は内乱を助長するおそれがある噂を故意に流布若しくは公表することは犯罪であった。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスの規制若しくは妨害、又は情報発信源となるラジオ・パブリーク・アフリカーヌ(Radio Publique Africaine)のウェブサイトを除くオンラインコンテンツの検閲を行わなかった。ラジオ・パブリーク・アフリカーヌのウェブサイトへのブルンジ国内からの直接的なアクセスはブロックされたままであった。読者は海外から、又はVPNを使用して当該のウェブサイトにアクセスすることができた。

b. 平和的集会及び結社の自由

政府は平和的集会及び結社の自由を制限した。

平和的集会の自由

憲法及び法律は、平和的集会の自由を規定しているものの、政府は必ずしもこの権利を尊重するわけではなかった。法律は、政党及び大規模集団に対し、公的な会合の開催前及び計画的なデモの遅くとも4日前までに政府に通知するよう義務付けた。

CNLを中心とする野党は、記念式典、会合及びその他の市民集会を含む活動を組織することを阻止されているという報告が複数あった。

結社の自由

憲法は、法律による制約の範囲内での結社の自由を規定しているが、政府はこの権利を厳しく規制した。

法律は、国際NGOに対し、その予算の一部をブルンジ共和国銀行 (Bank of the Republic of Burundi) に預金すること、及び現地職員の採用において民族的、性別的均衡を実現する計画を策定及び実行することを義務付けた。この法律には、NGOの採用活動及び活動計画に対する多大な統制力を政府に付与する条項が複数盛り込まれていた。2021年に上院によって結成された特別委員会は、国際NGO及び国営企業の民族構成の調査を実施しており、政府の指示による業務は憲法により義務付けられていた。2023年を通じて、一部の省庁は職員の民族的背景

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 26 of 55

及び身元に関する情報を提供するよう国際NGOに圧力をかけた。各省庁の意図は雇用関連の決定を制御することであり、また、そうでなければ国際NGOの活動に悪影響を与えることなのではないかという懸念を示す国際NGOもいた。法律は、内務省(1つの県で活動する場合は県政府)への登録をNGOに義務付けた。登録手続は複雑で、NGOの専門分野次第では、内務省とその他の省庁から活動の承認を得ることも含まれていた。政府は、2年に1度の登録更新を義務付けており、当局が登録を拒否した際の救済措置は一切なかった。法律は、「公的秩序を妨害した、又は国家安全保障を害した」組織の活動停止又は永久的な活動休止を規定している。

2023年1月30日付けの書簡の中で、ニテレトゥセ内務大臣は知事に向けて新たなガイダンスを提示し、パートナー(主に外国の外交使節団及びNGO)に対し、いかなる訓練であってもその提供前に計画を関連省庁に提出し承認を得ることを強制するよう命じた。この新たな政策は、他国のパートナーに対し、ブルンジ国内の各県への渡航前に知事の承認を得ることも要求した。こうした要求は、外国使節団は渡航の際に外務省への事前通知のみ必要であることを規定した外務省の方針に矛盾するものであった。

c. 信教の自由

米国国務省の『世界の信教の自由に関する報告書(International

Religious Freedom Report)』

(<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>)を参照のこと。

d. 移動の自由及び出国の権利

憲法及び法律は、国内移動、海外渡航、海外移住及び帰還の自由を規定しているが、政府はこれらの関連する権利を規制する場合が多かった。

国内移動: 複数のニュースの情報源によると、政府は一部の首都近郊の各世帯における住人及び家庭内労働者を記載した世帯記録簿(*cahier* 又は *livret de menage*)の使用を義務付けた。警察は、首都近郊での捜索中に世帯記録簿に登録がない人を逮捕した事例が多数あった。地方政府は、表向きには運転手及び同乗者の通行税を徴収する目的で、ブルンジ国内全域の広範囲にわたり路上に検問所を設置した。この検問所には警官又はインボネラクレのメンバーが職員として配置されることが多かった。検問所は治安目的で設置されたとも伝えられている。検問所の職員が車両に通行を許可する前に賄賂を要求したという申立てはしばしば行われた。インボネラクレのメンバーは、与党の事務所及び活動に対して金銭を寄附した証拠を明示できない等、政治的な理由で個人の自由な移動を拒否するために検問所を利用しているとして告発される例もあった。

海外渡航: 人身売買の問題への対応として、国境警備及び渡航文書の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

発給を担っている総合入国管理局(General Immigration Authority)は、若い女性や同伴者のいない子供等、人身売買の格好の標的と認識された人口統計グループを対象に渡航文書の発給を認める前の警戒を強めた。しかし、これらの規制によって不正なルートを経由した渡航が増加し、人身売買に対するぜい弱性が高まった可能性がある。

e. 難民の保護

政府は、概してUNHCR及びその他の人道支援団体と協力し、難民、帰還難民、庇護希望者、及びその他の関心対象者に対する保護及び支援を行った。

庇護へのアクセス: 法律は、庇護の許可や難民認定の付与について規定しており、政府は難民に保護を提供する制度を有する。2023年中、ブルンジには5つの難民キャンプがあった。政府は、ルタナ県に建設予定の6つ目のキャンプのため用地を特定し、UNHCRに貸し付けた。

移動の自由: 法律は難民の移動の自由を認めているが、キャンプに居住している難民に対し、受入れ先のコミュン外へ移動する際は内務省の全国難民・無国籍者保護局(National Office for the Protection of Refugees and Stateless Persons)による外出許可を得ることを義務付けた。2023年を通じて、難民とDRC国内の反逆集団の協同に関する安全上の問題を理由に当局が外出を許可しなかったり、制限したりする例は減少した。さらに、政府もより即座に外出許可を発給し始めており、再

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

定住に向けた面談のためにブジュンブラへ移動する難民の警察による護衛義務を停止した。しかし、外出許可の有無とは無関係の優遇について難民から報告が複数あった。さらに、外出許可なしでキャンプを離れたことを理由に一時的に拘束され、その後キャンプに送還された難民がいるという報告も複数あった。

雇用: 法律は、難民の労働の権利を認めている。政府は、正式に難民認定された難民の労働力を規制しているという報告が複数あった。キャンプ外で雇用を確保した難民にブルンジ国民と同等の労働者保護は提供されなかった。UNHCR等は、協同組合主導の持続可能な通年庭園、キノコ栽培、小規模の石けん製造などといった生計プログラムをいくつか実施し、難民が所得を生む活動を始める後押しをした。さらに、UNHCRは世界銀行と共同で、難民によるキャンプ内での小規模事業の起業を支援するプログラムを複数実施した。

恒久的解決策: DRC国内における長引く暴力がコンゴ人難民の帰還を妨げていた。2015年に開始された第三国でのコンゴ人難民再定住のための取組は継続した。

f. 国内避難民(IDPs)の地位及び取扱い

国際移民機関(IOM)の推計によると、2023年5月時点で国内に7万6,987人の国内避難民がおり、そのうちの54パーセントは子供であった。

IOMによると、全体の89パーセントは自然災害が原因で避難民となっ

た。一部のIDPは、政治的意見を認識されたことが原因で脅迫を受けたという考えを報告した。中には自宅へ戻ったIDPもいたが、多くはIDP居住地にとどまるか都市部に移住した。政府は概して、IDPに対し、特定の居住地で保護、教育及び法的支援プログラム等のUNHCR、IOM及び他の人道支援団体が提供するプログラムへの参加を許可し、IDPの生活再建を推進した。

2023年を通じて、ンゴジ県のルホロロ(Ruhororo)コミューンで現地当局職員がIDPを居住地から強制退去させているという複数の事例をメディアは報告した。メディアの情報源によると、現地当局職員はIDPが同地域に危険をもたらしたと非難した。

g. 無国籍者

UNHCRによると、無国籍の危険がある推定8百人がブルンジ国内に居住していた。全員が当初オマーンから入国し数十年間ブルンジで生活しており、オマーン政府からの市民権の証明を待っていた。依然として無国籍の危険がある人々の多くは、オマーンの市民権を取得できない場合、ブルンジ政府からの市民権の申出を拒否した。無国籍者は運転免許及びパスポートを取得する資格がないため、移動の自由が制限された。

第3節 政治プロセスへの参加の自由

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は、国民に無記名投票及び平等な普通選挙権に基づいて定期的に実施される自由かつ公正な選挙で自分たちの政府を選択する能力を与えているが、政府はこの法律を尊重していなかった。

選挙及び政治参加

最近の選挙での悪習又は不正：国政選挙は不公平で、悪習及び不正は消失していないと広範囲で報告された。

2020年の大統領選挙、議会選挙及びコミュン選挙は独立的なオブザーバーの妨害等、選挙プロセスの信頼性を揺るがす不正によって意義が大きく損なわれた。全国独立選挙委員会(National Independent Elections Commission)は、ブルンジ国内を拠点とする外国人オブザーバーの移動制限及びアフリカ連合や国連のオブザーバーの拒絶等、制限的な条件を課した。国連調査委員会(COI)報告書(2020年)によると、野党は党関連の公認オブザーバーを投票所から追放する等、票集計進行中の不正を挙げた。国際コミュニティ及び国内の独立組織は、票集計の過程に欠陥があるとして大々的に非難した。CNLは選挙結果を認めず上訴したが、憲法裁判所はこれを棄却した。

COIによると、CNLを中心とする野党及びその党員は上述の選挙期間中に深刻な人権侵害を被った。標的殺人、誘拐、ジェンダーに基づく暴力、拷問及び恣意的な逮捕に関する複数の報告があった。メディアは依然として厳しい管理下に置かれており、ジャーナリストは各々の職

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

務を自由に実行できなかつた。

政党及び政治参加: 法律によると、議会選挙及び大統領選挙において選挙戦のための公的な資金提供を受ける資格を得て候補者を擁立するには、政党は「全国的基盤がある」(すなわち、民族的及び地域的多様性を有する)こと、及び全ての県において組織化され、党員を有することを文書で証明することが必須であった。内務省は39の政党を認識していた。

メディア及び人権団体は、政治的関与や武装反逆集団に関与した疑いへの報復として行われた、インボネラクレ及び武装した身元不明の男たちによる野党及びCNLの党員を中心とした政敵への超法規的殺人、恣意的な逮捕及び拷問等の悪習を報告した。メディアの報告によると、CNLは会議やその他の活動の実施を阻止され、党事務所は略奪や破壊の被害に遭った。

憲法には、無所属候補者に対する制約も盛り込まれている。例えば、過去1年間に政党への所属を主張していた場合、又は過去2年間に任意の政党の主要な立場にあった場合に無所属として立候補することを妨げる措置がある。さらに、憲法は、国民議会の無所属候補者が当選するためには基盤とする地区での40パーセント以上の得票が必須と定めている。この基準は政党を代表する候補者には適用されない。憲法による無党派に対する連立の禁止により非公式の政党の選

扱はより一層抑制された。

CNDD- FDDの党員資格を求めたり、当該政党への忠誠を認めたりする国民が多かった。それは、公務員での雇用及び公務員に与えられる恩恵（通勤手当、住宅、電力及び水道の無償化、個人所得税免税、及び無金利融資等）を獲得及び保持するためであった。メディア及び人権団体の報告によると、国民は、法的根拠がない場合がほとんどだが、違反時には公共サービス及び公共の場へのアクセス、又は行政書類の発行ができなくなるという条件で、CNDD-FDDを支持するために贈賄を強要された。野党と協力関係にある選挙オブザーバーは、選挙モニタリングの機会を完全に許可されなかった。

2023年6月6日、ニテレトゥセ内務大臣は、長期化しているCNL党上層部の内部闘争を理由に挙げ、党大会を含むCNLによる全ての政治活動を一時停止した。大臣は、この内部闘争は暴力につながる可能性があるとして主張した。これに先立ち、大臣は同じ理由で2つの党大会を中止にしていた。その後、譲歩され最終的には各大会の日程変更を許可した。2023年12月時点で、全ての県においてCNLの全活動は一時停止されたままであった。

女性及び疎外された若しくはぜい弱な集団に属する人々の参加:女性ほとんど政党を代表しなかった。一部のオブザーバーは、女性政治家が家族及び配偶者との性的関係に無関心だという文化的認識を主とし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た文化的要因及び伝統が、女性による男性と同等の政治参加の妨げになっていると考えていた。

憲法は、二大民族集団に対して、選出及び指名される全ての官職における代表権について規定している。多数派のフツ族は官職の60パーセント以下、少数派のツチ族は40パーセント以上に就任の権利が与えられていた。しかし、イテカ連盟が2023年8月に公表した報告によると、この民族別の割当ては多くの公共機関で尊重されていなかった。法律は、全人口の約1パーセントを占める先住民族のトワ族に対して、議会各院の3議席を指定した。

第4節 政府における汚職

法律は公務員の汚職に対して刑事罰を規定しているが、政府はその法律を実質的に実施しなかった。2023年を通じて政府の汚職に関する多数の報告があった。

汚職: 一般市民は広範囲で警察が腐敗していると捉えており、警察が関与する小規模の汚職は日常茶飯事であった。政府における汚職に関する多数の申立てがあり、例えば、ガソリンの輸入が関連する歳入予算の透明性欠如に関連する事件、影響力の売買及び官職若しくは権力の濫用、医療及び採鉱部門等における公共入札や契約の不当な管理、公的資金の不正流用、関税に関する不正、及び輸入資金となるブルンジの限られた外貨準備高の横領などであった。汚職撲滅

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 35 of 55

監視団のOLUCOME(汚職及び財政的横領との戦いの監視所(Observatory for the Fight Against Corruption and Economic Embezzlement))は2023年4月の報告書の中で、汚職撲滅活動家はブルンジ国内の汚職との戦いを左右する数多くの問題に直面していることを示した。OLUCOMEによると、過酷な政治環境、政府によるNGOの活動への干渉、威嚇、及び活動家への嫌がらせがNGOによる活動の縮小又は中止のきっかけとなっている一方で、より危険の少ないセクターへの移行を選択したNGOもいた。

当局は、汚職やそれに付随する行為に関わった地方公務員及びCNDD-FDD党員の解雇、逮捕、場合により起訴等、汚職撲滅計画に着手した。内務省は、ンダイシミア大統領による汚職撲滅運動の一環として汚職撲滅のための主要な取組を任せられていた。内務省は「汚職不寛容」運動を継続し、全てのコミューンの役所及び省庁に投書箱を常時設置し、市民が汚職行為を通報できるようにした。さらに、内務省はフリーダイヤルを整備し、市民が汚職及び不正行為を通報できるようにした。

2023年4月、アラン＝ギヨーム・ブニョニ元首相はブルンジの国内治安を揺るがしたこと、国内経済に損害を与えたこと、及び利益を不正に得るために権力を濫用したこと等の罪を問われ逮捕された。2023年12月8日、ブニョニ元首相は全ての容疑について有罪となり終身刑に加え、国による資産差押えが科された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国内における汚職に関する詳細については、米国国務省の『投資環境報告書』及び金融犯罪に関する情報が盛り込まれている米国国務省の『国際麻薬取締戦略報告書』を参照のこと。

第5節 人権侵害の疑いに関する国際組織及び非政府組織が実施するモニタリング及び調査に対する政府の姿勢

国内及び国際人権団体は、政府による規制、嫌がらせ及び弾圧に直面し活動に苦勞した。また、政府職員はこうした団体の意見に対して協力的又は反応が良いことはまれであった(第2節b「結社の自由」を参照のこと)。

人権重視の組織を中心とした数多くのNGOは、2015年から2017年までの間、活動を禁止又は一時停止された。それ以降、復活を要求した国際NGOもあり要求した組織は復活した。ンダイシミア大統領は全ての亡命者に本国への帰還を促したが、2023年12月時点で復活を申請した現地組織は1つもなかった。イテカ連盟及びその他の組織は国外から人権状況のモニタリングを続けた。公認及び非公認の両組織のメンバーは嫌がらせ及び威嚇を受けたと報告しており、各組織の職員及び情報源の身元を保護する措置を講じた。一部の国際人権団体は、当局にブルンジ訪問許可を要請したが、当局は各団体からの問合せに対応しなかった。

Country Reports on Human Rights Practices for 2023

United States Department of State · Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor

人権擁護者への報復: メディア及びその他の組織は、ブルンジ国内に滞在している人権擁護者が脅迫、威嚇及び逮捕されたことを報告している。2023年3月30日、警察は、OLUCOMEが必要な許可を全て保有していたにも関わらず、横領された公的資金の回収に関するOLUCOME主催の研修会の開催を阻止しようとした。OLUCOMEの代表は政府職員と連絡を取り、数時間後にこの催しの開催が許可された。ジャーナリストは、この一件に関する写真又は動画を公開しないよう指示を受けた。

国連又はその他の国際機関: 政府は概して、国連又は人権重視のその他の国際機関にブルンジへの接近を禁止し、こうした機構との連携を拒否した。

2021年10月、国連人権理事会はブルンジの人権状況のモニタリング及び報告を行う機構として、特別報告者がCOIの後継となることを承認する決議を採択した。当局は、ブルンジに接近する機会の提供等の特別報告者との協力を拒否した。特別報告者はブルンジの訪問が許可されていないため、間接的な情報を頼った。2023年7月、国連人権理事会に派遣されたブルンジ大使は、「我が国は特別報告者の権限を認めていない。特別報告者は巧妙に操られた人権理事会によって目的も分からず導入されたものだと考えている」と繰り返した。

政府の人権団体: 2000年のアルーシャ和平合意(Arusha Peace and Reconciliation Agreement)の当事者は、国際刑事裁判所及び国家真実・
Country Reports on Human Rights Practices for 2023
United States Department of State · Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor

調停委員会(Truth and Reconciliation Commission:TRC)の設置を確約した。当該裁判所の設置はまだ実現していないが、当該委員会は2014年に法律に採用された。TRCは、ブルンジ国内で発生している重大な人権侵害及び国際人道法違反に関する事実を調査及び立証するため、その権限に基づき証言を収集しアウトリーチ活動を実施した。TRCはまた、国家機関、個人及び民間グループの責任を明確化するよう指示された。

NGOメンバー及び野党党員は、TRCはフツ族の多くによって唱えられてきた歴史的物語を支持するため、1972年の大虐殺に故意に注力しているのではないかという懸念を示した。さらに、NGOは、現在も続く人権侵害、政治的緊張状態、恐怖感及び威嚇の風潮、証言への報復の恐怖及び表現の自由の規制を考慮すると、現状は公平又は効果的な暫定司法プロセスにとって好ましい状況ではないのではないかという懸念を示した。NGOは、与党党員が証言録取収集チームに参加することで、証人になること、又は自らの話を全て共有することに対する国民の意思が弱まる可能性について懸念を示した。NGOによると、与党の利益を主張する不公平なTRC委員も存在し、有能な専門家の不在がTRCの運営能力に悪影響をもたらした。TRCは、2021年に国民議会及び上院に完成した報告書を提出済みだが、2023年を通じて、1972年に発生した人権侵害に関する一連の捜査を新たに開始した。

オンブズマン局(Office of the Ombudsman)は、公務員、司法当局、現地

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

当局、公的機関及びその他のあらゆる公共組織による人権侵害に関する苦情調査を行う権限を有した。同局は、コミュニティの調停及び紛争を防止する手段の確立にも注力した。

名目上は独立した行政機関であるCNIDHは、人権侵害に関する調査を担っており、高官の召集、情報請求及び是正措置命令を行う権限を行使した。2023年2月、CNIDHは国民議会向けに年次報告書を公開し、人権状況及び申し分のない政治情勢における意義深い進展について強調した。当該の報告書では、犯罪者の起訴及び処罰、政党間の平和的共存の促進に向けたンダイシミア大統領の構想について言及した。さらに、当該の報告書は、難民の自主帰還及び社会復帰のための政府の取組を称賛した。当該報告書には、生存権の侵害の記録16件、強制失踪の申立て7件、拷問4件、恣意的な拘禁76件、適正手続の違反に関連する事案44件が記録されていた。NGOからの報告よりも件数は少なかった。

第6節 差別及び社会的虐待

女性

レイプ及び家庭内暴力: 法律は、配偶者によるレイプを含む、女性及び男性に対するレイプを禁止しており、30年以下の禁錮刑が科される。法律は、配偶者の家庭内虐待を禁止しており、その処罰は罰金から3

年以上5年以下の禁錮刑まで様々である。政府は、この法律を一律に実施しておらず、レイプ及びその他の家庭内暴力や性暴力は深刻な問題であった。メディアは、高頻度で発生している殺人に至る家庭内暴力のほか、学校でのレイプ事件も多数報告した。

国家警察の未成年者・倫理保護部隊(Unit for the Protection of Minors and Morals)は性暴力及びレイプ事件、女兒及び女性の人身売買関連の事件の捜査を担った。ギテガ(Gitega)のフムラ(Humura)公営センター及びマカンバ(Makamba)県、ムインガ(Muyinga)県、シビトケ県の合同センターでは、家庭内暴力及び性暴力被害者向けに法的、医学的及び社会心理学的サービス等のあらゆる種類のサービスを提供した。

その他の形態のジェンダーに基づく暴力又は嫌がらせ: 法律は、性的な接待を受けるための身体的暴力又は心理的圧力による脅迫の使用を含むセクシャル・ハラスメントを禁止している。政府はこの法律を積極的に実施しなかった。セクシャル・ハラスメントに関する報告は複数あったものの、その件数又は程度について入手可能なデータ、及びセクシャル・ハラスメント法に基づく逮捕の証拠は存在しなかった。

差別: 法律は、家族、労働、財産及び国籍等の下に、男女平等の地位を規定している。女性は、相続及び夫婦間の財産に関する法律等について、法的、経済的及び社会的差別を受けた。伝統的な慣例により、男性及び男児に有利になるよう資産の分配が制御された。女性は実父

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 41 of 55

の所有地を相続することはなく、夫の所有地で働き、その土地から利益を得るよう期待された。

法律により、女性は男性と同一労働同一賃金となるが、政府はこの法律を実質的に実施しなかった。産休中の女性の給与の支払を先延ばしにする雇用主がいる一方、既婚女性従業員に対する医療補償を拒否する雇用主もいた。政府は反差別に関する法律を実質的に実施しなかった。

法律は、同棲している未婚のカップルに、教会又は国による登録によってその関係性を合法化するよう義務付けている。

生殖に関する権利: 政府当局側に妊娠中絶の強要又は非自発的な不妊に関する報告はなかった。

政府は無償の胎児検診及び産後ケアサービスを提供した。避妊普及率は29パーセントだった。診療所及びNGOは、公衆衛生省(Ministry of Public Health)のガイダンスに基づき家族計画に関する情報を無償で提供した。信仰に基づく診療所は、伝統的な家族計画の手法の使用を推奨した。男性が家族計画に関する最終決定者になる場合がほとんどであった。

政府は、性暴力の被害者向けに緊急避妊等の性及び生殖医療サービスを受ける機会を提供した。

『2016－2017年人口統計・保健調査』の推定によると、妊産婦死亡率は出生10万人あたり548人だった。保健省によると、重度の出血、感染症、妊娠高血圧、分娩中の合併症及び危険な妊娠中絶が妊産婦死亡の主要原因だった。その他の原因はマラリア等の疾病による影響等、又は心疾患及び糖尿病などの慢性疾患が関連していた。母親及び妊婦は、特に農村部において、十分な医療ケアへのアクセスの欠如で苦勞した。

2019年の思春期の子による出産率は出生1千人あたり54人だった。思春期の子による出産率が高い主な要因には、高い貧困率及び生殖に関する健康の教育が広範囲で不足していること等があった。

月経、及び女兒の教育を受ける機会の制限等、女性及び女兒の平等な社会参加能力に影響を与える月経衛生へのアクセスに関連する社会的及び文化的障壁に関する複数の報告があった。人権団体によると、知識不足が月経を取り巻く誤解やタブー、否定的な文化的及び社会的規範をもたらした。結果として、女性及び女兒の健康に好ましくない影響が及び、学校の常習的欠席率は高まり教育上の成果が低下した。さらに、月経への偏見によって、女性及び女兒は月経に関わる不調又は苦痛への処置を求めることができなくなった。さらに、女性及び女兒は月経への偏見が原因で特定の仕事に就くことを差し控えたり、労働できなくなったりした。教育省(Ministry of Education)の政策では、妊娠中の女兒に対して産後1年が経過するまで、又は妊娠期間の終了を示す診療記録が提出されない限り授業へ

の出席を停止するよう求めた。

構造的な人種的又は民族的暴力及び差別

憲法は、全ての国民に平等な価値及び尊厳があること、及び全ての国民が同一の権利を享受し、法の下で同一の保護を受ける権利を付与されることを規定している。いかなる国民も、人種、言語、宗教又は民族的出自を理由にブルンジの社会、経済又は政治生活から排除されてはならない。さらに、憲法は、二大民族集団に対しては選出及び指名される全ての官職における代表権について、先住のトワ(Twa)族に対しては議会への代表権について規定している。政府はこの法を実質的に実施しなかった。

先住民

2008年の政府の国勢調査によると、先住民のトワ族の人数は推定8万人で、これは全人口の1パーセントに満たないが、NGOの推定では大差があった。政府は法的な認識においてトワ族を差別しなかったが、トワ族は経済的、政治的及び社会的に疎外されるのが一般的であった。トワ族コミュニティは、外部からの干渉を受けることなくその土地、文化及び伝統を左右する決定を集団として行った。

法律により、地方行政はトワ族の全ての子供に教科書及び医療を無償提供しなければならない。地方行政は主にこうした規定を履行し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 44 of 55

たが、トワ族の子供について学校入学に必要な行政書類の不備を理由とする教育を受ける機会の過度な欠如に関する報告が複数あった。

公的な証明書を持っていないことの多いトワ族のメンバーはフォーマル経済における機会からしばしば排除された。

子供

出生登録: UNICEFによると、出生登録されていない子供は、5歳未満の子供を対象とする医療費無償化、及び基礎教育の無償提供など、一部の公共サービスを受ける権利がなかった。

教育: 女兒の就学率は低下し、退学率は上昇した。その一因となる要素には、男児は教育を受け、女兒は家庭内で家事及び農作業に従事することを好む文化的規範、結婚準備及び早期妊娠などがあった。

児童虐待: 法律は子供に対する暴力又は虐待を禁止しているが、児童虐待はまん延する問題の1つであった。

児童婚、早期結婚及び強制結婚: 婚姻が認められる法律上の年齢は、少女は18歳、少年は21歳である。強制結婚は違法であり、政府は概してこの法律を実施した。それでも、経済的圧力及び早期の又は望まない妊娠が主な理由で、強制結婚が頻繁に行われているとされた。

児童の性的搾取: 合意の上での性交が認められるのは18歳以上である。

法律は、子供の性的な人身売買及び児童ポルノを禁止している。

2023年を通じてこの件に関する起訴は見られなかった。

反ユダヤ政策

ユダヤ人の人口規模に関して入手可能な推定値はなかった。反ユダヤの事案に関する報告はなかった。

人身売買

米国国務省の『人身売買に関する報告 (Trafficking in Persons Report) 』 (<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照のこと。

性的指向、ジェンダー同一性若しくは表現、又は性的特徴に基づく暴力行為、犯罪化及びその他の虐待

犯罪化: 法律は、成人同性間の合意に基づく性行為に2年以下の禁錮刑の罰を課している。2023年2月22日、AIDS撲滅を掲げるNGOのMUCOが開催した事業主向けの研修会の最中に24人が逮捕された。この24人は同性愛及び墮落の扇動の罪で起訴され、後にMUCOの執行委員メンバー2人も同様に起訴された。2023年8月22日、支配的な立場にあった5人は2件の容疑両方について有罪となり、2年の禁錮刑を宣告された。別の2人は同性愛の罪で有罪となり、1年の禁錮刑の宣告を受けた。残

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

りの19人は無罪を宣告されたが、うち9人は無罪にも関わらず拘禁されたままであり、そのうちの1人は拘禁中に死亡した。検察官は被告人全員について、その判決に対して上訴した。上訴公判は11月14日から15日まで開廷された。12月時点で、裁判所は最終判決を言い渡していない。

暴力と嫌がらせ: 政府職員がLGBTQI+の人々に対する暴力を扇動、黙認及び許容したとする複数の報告があった。LGBTQI+の人々は、偏見、ジェンダー同一性を守りたいという気持ち、及び同性間の合意に基づく性行為の告発への懸念から、こうした事案の当局又はメディアへの報告を控えた。NGOの報告によると、非国家的暴力行為及び虐待は性的指向やジェンダー同一性又は表現に基づいていた。国家主体又は非国家主体による暴力及び虐待の共犯者を捜査又は処罰する公式の措置に関する報告はなかった。

差別: 法律は、性的指向、ジェンダー同一性若しくは表現、又は性的特徴に基づく国家主体又は非国家主体による差別を禁じていない。

LGBTQI+コミュニティのメンバーは、雇用及び職場へのアクセスにおける差別を受けた。一部のNGOは、LGBTQI+コミュニティに対する偏見や差別が異常に多いことを強調した。国の教育政策によると、LGBTQI+であることは学校からの除籍の背景になっていた。LGBTQI+の人々に対する社会的差別は広く見受けられた。反LGBTQI+のレトリックは、特に宗教的観点から同性愛を非難している、又は同性愛を西洋諸国から持ち

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 47 of 55

込まれたものだと断言している政治家の間で拡散された。ブルンジ国内のLGBTQI+コミュニティの報告によると、多くのLGBTQI+の人々は、社会的圧力及び差別を理由に、異性結婚に踏み切ったり国外へ移住したりした。2023年5月27日、カヤンザ(Kayanza)県の高等学校に在籍していた男子学生2人が同性間の性行為を行ったことを理由に除籍処分を受けたとメディアは報告した。2023年3月8日、ブルンジのローマ・カトリック教会は後援する全ての学校に「性の健康に関する教育が教会の教義及びブルンジ文化の原則に反している」組織との連携を中止するよう命じた。この命令は性教育及びLGBTQI+の意識をターゲットにしたものだと考えられている。

法的なジェンダー自認の利用可能性: 法的なジェンダー自認は利用できなかった。不正禁止のための法律は、表現している性別と法的文書上の性別が不一致であるトランスジェンダー及びジェンダーダイバースの人々に対抗して使用される場合があるという複数の報告があった。

非自発的又は強制的な医療行為又は心理学的行為: 家族及び教会グループは、LGBTQI+の人々を異性愛者に「転換」させる目的で祈とう会を頻繁に開催した。

表現、結社又は平和的集会の自由の制限: 同性間の性的関係を処罰する法律は、LGBTQI+の話題に関する演説を実質的に規制している。

LGBTQI+の人々に便宜を図っている組織は、告発を免れるためそうし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た実情を明示して登録しなかった。LGBTQI+の人々の関心をそそる話題に関する公開イベントを企画する能力は制限されていた。

障がい者

障がい者は健常者と対等に教育、医療、公共の建造物及び交通手段にアクセスできなかった。障がい者の建造物、情報又は公共サービスへのアクセスを命じる法律はない。

憲法は、障がい者の差別を禁止しているが、政府は障がい者の権利を推進又は保護しなかった。障がい者は、ぜい弱な集団を対象とする社会プログラムを通じて医療の無償提供を受ける資格があるものの、当局は広く公表したり、利益を提供したりしなかった。障がい者は雇用における差別を受けた。雇用主は求職者に対し、感染性の疾病に罹患しておらず、労働に耐え得る人物であることを示す保健省発行の健康証明書の提出を求めた。こうした行為は、結果的に障がい者への差別になる場合があった。政府は、行政情報及び連絡をアクセス可能な形式で提供しなかった。

政府は、ギテガの理学療法施設、及び身体障がい者を対象としたンゴジの社会・職業インクルージョンセンターを支援した。教育省には包括的な教育担当部門があり、教員の研修及び学校教材の充実を通じて障がいのある生徒が在籍する学校を支援した。

その他の社会的暴力又は差別

儀式にその身体の部位を利用する目的で、先天性白皮症患者(特に子供)が殺害される事例がいくつかあった。国境なきアルビノ連合(Association of Albinos without Borders)の議長によると、先天性白皮症患者は社会に受け入れられておらず、失業及び孤立に直面する場合が多かった。さらに、議長によると、先天性白皮症の子どもは、嫌がらせ、視力が未矯正であるという問題、及び教育部門による支援の欠如を理由に、主に学校で挫折する場合が多かった。さらに、先天性白皮症の女性は「邪悪な存在とみなされるため、家庭から追い出される」ことが多いと議長は述べた。先天性白皮症患者は雇用における差別を受けた。政府は、先天性白皮症患者の社会参加を増進し、融資を受ける機会を提供し医療に特化した、先天性白皮症患者による社会経済的な統合グループの設立等の差別撲滅に向けた取組を推進することの重大性を地域社会に認知させるための措置を講じた。

2021年に実施された独立的な調査によると、HIV及びAIDSの偏見が拡散された。偏見の中で最も高頻度で発生したのは、身体的暴力、言葉の暴力、疎外、差別、セルフスティグマ、恐怖感及び不安感、及び医療提供者による偏見等であった。この調査によると、教育及び雇用の部門における差別は比較的少なかった。

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、制限付きで独立的な労働組合を結成する、及びそれに参加する労働者の権利について規定している。労働組合には50人以上の組合員が必須であった。労働省は、各分野の中で最も代表的な労働組合を指名する権限を有した。大半の公務員は労働組合に参加することができたが、公務員による労働組合は労働省への登録が必須であった。労働省は、登録を拒否し、組合に対して運営に関する情報提供を要求する権限を有した。警察官、軍隊の隊員、治安判事及び公共部門で働く外国人は、労働組合を結成する、又はそれに参加することはできなかった。18歳未満の労働者は、労働組合への加入に際して両親又は保護者の同意が必要であった。

法律は、厳しい条件を満たした上での条件付きのストライキの権利を労働者に付与しているが、連帯ストライキは禁止した。法律は、その他のあらゆる解決手段(対話、調停及び仲裁)を尽くしてからストライキを起こすよう当事者に義務付けた。さらに、法律は、ストライキ参加予定者に対し、労働者の過半数の参加、及び雇用主と労働省への6日前までの通知を義務付けており、ストライキ実施中は双方の合意に基づく当事者又は政府が交渉を仲介するよう要求した。選挙期間中のストライキ及びデモは禁止された。労働省は、労働者側がストライキの条件を満たしているかどうかを判断しているが、これにより事実上、ストライキを阻止する権限が労働省に付与された。

法律は、ストライキを実施する際に必須の従業員の徴発を認めている。法律は、合法的なストライキに参加した労働者への報復を禁止している。

法律は団体交渉権を認めているが、労働組合との協議の上で定められた賃金等級に従って設定された公共部門の賃金に関する措置は除外した。労働大臣は、命令により最も代表的な労働組合を指定した。労使交渉が行き詰まった場合、大臣は強制的に仲裁に持ち込み、協定の承認又は改正を行うことができた。いかなる法律も、雇用主に団体交渉への参加を強制しなかった。法律は、反組合派の差別を禁止したが、違法なストライキに関与した労働者の解雇を認めており、組合活動を理由に解雇した労働者の復職については明確に規定しなかった。

政府は適用法令を実質的に実施しておらず、違反者に対し刑罰が適用されることはなかった。調査及び改善のための手段は不十分で、刑罰は市民権の否定に関連するその他の法律に基づく刑罰と釣合いが取れていなかった。行政及び司法手続は、長期遅延及び上訴の対象となった。

政府は、結社の自由及び団体交渉権を過度に規制しており、組合活動に干渉することもあった。2023年5月10日に行われた大臣協議の中で、財務大臣は行政の職を解雇された元公務員を雇用している民間企業に対し、その雇用契約を即時終了するよう要請した。これに付随して、この要請に従わない企業は政府とのあらゆる取引を打ち切ると脅迫し

た。大半の労働組合は公務員の組合であり、民間セクターの労働者は事実上、労働組合を結成しなかった。被雇用者の大半が公務員であったため、行政機関は労使交渉のほぼ全ての段階に関与した。主要な労働組合連盟は、個々の労働組合と協力して、団体交渉の場で労働者側の利害を代表した。

労働者の過半数はインフォーマル経済で働いていた。ブルンジ労働組合連盟(Confederation of Burundian Labor Unions)によると、雇用契約書を持っているインフォーマルセクターの労働者は事実上ほとんどいなかった。

b. 強制労働又は義務的労働の禁止

米国国務省の『人身売買に関する報告(Trafficking in Persons Report)』(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>)を参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

米国労働省の『最悪の形態の児童労働に関する調査結果(Findings on the Worst Forms of Child Labor)』(<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>)を参照のこと。

d. 差別(第6節参照)

e. 受入れ可能な労働条件

賃金及び労働時間に関する法律: 公式の最低賃金は1988年以降変更されておらず、公式の貧困ラインを下回った。労働市場の力を反映した現行の最低賃金は、全世界の貧困ラインを下回った。

法律は、労働時間の上限を1日当たり8時間及び1週間当たり40時間としているが、国家安全保障、住宅地の警備、及び道路輸送に従事する労働者の場合等、数多くの例外が存在した。民間警備会社は、警備員に72時間の週間労働時間を認めるよう労働省から指導を受けたが、これに訓練の時間は含まれなかった。時間外労働の強制に関する法律は存在しないが、実働のあった全ての時間外労働に対する割増賃金の支払が義務付けられた。外国人又は移民労働者は、ブルンジ国民と同じ条件及び法律の対象となった。

労働安全衛生: 労働法は職場での適切な労働安全衛生(OSH)基準を制定しているが、遵守されていないことが多かった。例えば、ブジュンブラで建設中の多くの建造物では、つま先が覆われている靴等の適切な保護用具を使用していない作業員や、長さや太さが不揃いの木柱で組まれた足場が見られた。

労働者は、危険が差し迫っている状況から、雇用が危険に晒されることなく退避する権利を有した。

賃金、労働時間及びOSHの実施: 政府は法律を実質的に実施しておらず、刑罰は類似した犯罪に対する刑罰と釣り合いが取れていなかった。労働省労働検査官には、最低賃金や労働時間の他、安全基準や労働者の衛生規則に関する法律を実施する責任があった。労働検査官の命令は、国際協定によりその命令の適用範囲が全ての職に拡大される場合を除き、フォーマルセクターに限定して適用された。検査官には抜き打ち検査を行い、制裁措置を発動する権限があった。政府は、法令遵守を強化するのに十分な検査官の雇用、又は検査官向けの研修及び移動手段のために必要なもの等の実施要件に対応するのに十分な人員配置を行っていなかった。

労働検査官には、最低賃金や労働時間の他、安全基準や労働者の衛生規則に関する法律を実施する責任があった。報告によると、2023年を通じて、安全基準違反は散見されたが公式の調査は一切行われず、雇用主が安全基準の違反を申告した事例はなかった。さらに、苦情の申告が労働検査官に提起されることもなかった。政府は職場での死亡に関するデータを報告しなかった。

労働法はインフォーマルセクターに適用されているが、実施されなかった。労働者全体の90パーセント以上がインフォーマル経済で労働しており、その大半は農業及び家庭内の労働者であった。したがって、法的保護へのアクセスが欠如していた。賃金、労働時間及び安全規則違反は散見されたが、調査又は告発された事例はなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Page 55 of 55

法律は、労働安全衛生に関する雇用主の義務を定義し、雇用主がインフォーマルセクターの被雇用者も含め、健康保険を納付するよう命じた。労働法は、インフォーマルセクターの労働者に保護を提供し、法律違反を警察及び裁判所に報告する権限を労働検査官に付与した。さらに、労働者の身体的及び精神的健康を保護する任務を担う労働医療検査官の職を創設した。